

平成30年 9 月 井手町

9 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

平成30年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 21 日)

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	9
一般質問	9
中坊 陽議員	9
1 木津川右岸宇治木津線について	
2 大型商業施設の町内進出について	
木村武壽議員	1 2
1 多賀地区への進出予定商業施設について	
2 宇治木津線、道路新設に伴う接続予定の町道整備計画について	
3 学校給食について	
脇本尚憲議員	1 5
1 通学路におけるブロック塀の安全性について	
2 井手町図書館の活動状況と今後のあり方について	
谷田みさお議員	1 9
1 災害対策について	
2 蛇谷川上流の土砂崩れへの対応について	
3 障がい者雇用問題について	
4 小中学生の通学カバンについて	
報告第12号 専決処分の報告について	3 1
議案第48号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	3 3
議案第49号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	3 4

議案第 4 5 号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	3 5
議案第 4 6 号	平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）	3 8
議案第 4 7 号	平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	4 4
議案第 5 3 号	財産取得について同意を求める件	4 6
散会		4 7
署名議員		4 8

第 2 号（9 月 2 7 日）

応招・不応招議員	4	9
出席・欠席議員	4	9
出席事務局職員	4	9
出席説明員	4	9
議事日程	5	1
開会	5	2
会議録署名議員の指名	5	2
平成29年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について	5	2
議案第50号 平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	5	4
議案第51号 平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件	5	4
議案第52号 平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件	5	4
議案第54号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	5	9
平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書について	6	0
発議第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議	6	1
議員派遣の件	6	4
閉会中の継続調査の申し出について	6	4
閉会	6	5

署名議員	6 6
------------	-----

第 1 号（平成 3 0 年 9 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成30年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成30年9月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年9月21日午前10時01分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年9月21日午後 1時39分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	丸山	久志	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参 与	島田 智雄
理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱	西田 哲弥
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之
税 務 課 長	乾 浩朗
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
同和・人権政策課長	西島 豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間 克則

教 育 課 長	松田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
保 健 医 療 課 長	中谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
学校給食センター所長	奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 3 0 年 9 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 3 0 年 9 月 2 1 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第12号 専決処分の報告について
- 第 6 議案第48号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第49号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第 8 議案第45号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第46号 平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第10 議案第47号 平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 第11 議案第53号 財産取得について同意を求める件

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成30年9月定例会の開会に先立ちまして、故村田忠文議員のご逝去を
悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げさせていただきたいと存じます。

村田忠文議員におかれましては、去る9月7日、急逝されました。我々一
同、等しく驚愕し、かつ惜別の情を深くいたした次第であります。議員とし
て一段の飛躍を目指していた故人にとりましても、また住民にとりましても、
無念のきわみと感じ入るところであり、まことに残念でなりません。

顧みれば、平成10年4月に井手町議会議員に初当選以来、総務文教常任
委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、監査委員、副議長、議長等、
数々の要職も歴任され、行政の推進にご尽力されました。また、井手町スポ
ーツ推進委員やIDEゆうゆうスポーツクラブ運営委員長等、すぐれた手腕
を発揮されておりましたことは皆が等しく認めるところであり、残された幾
多の功績は長く住民の記憶に残ることと思います。

村田忠文議員は、生まれ育ったこの井手町を純粋に愛し、常に情熱を傾け、
誠実な態度でいつも我々に接し、子どもや高齢者、弱い立場にある人は守っ
てやるという、大変人情味のある方でありました。まだ若く、惜しみある生
涯でしたが、住民のため、地域社会のため、町政の壇上にて精いっぱい活躍
されました。

残された私どもは、村田忠文議員の意思を生かし、確かな議会運営をして、
住民が安全・安心に住めるまちづくりのため、さらに精進することをお誓い
申し上げます。

申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きません。心から敬意と感謝の意
をあらわし、故村田忠文議員のご冥福を祈り、1分間の黙禱をささげたいと
存じます。

それでは、皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

議長（岡田久雄） 黙禱を終わります。ご着席ください。

さて、本日、汐見町長より9月定例議会を招集されました。各議案につき
ましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては

適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

秋を迎え、朝夕はめっきり涼しく過ごしやすくなりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成30年9月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月28日までの8日間にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの8日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定（条例の一部改正）の件1件、平成30年度補正予算2件、同意案件2件、平成29年度決算認定の件3件、財産取得の件1件、専決処分の報告1件、並びに一般質問は4名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに

に深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず、先ほど議長からもありましたが、村田忠文議員が９月７日にご逝去されました。６期２０年の長きにわたり、本町の発展と地域福祉の向上に情熱を注いでこられましたことに、井手町住民を代表して敬意と感謝を申し上げますとともに、ご生前の功績とご遺徳をしのび、安らかなご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、ことは、６月に発生した大阪府北部地震以降も、全国各地では大雨、台風、地震等により甚大な被害が発生しております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、平成３０年度も、はや６カ月になろうとしております。既に、普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も７月２４日に決定し、町税につきましても、年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における実質交付税と町税の見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、普通交付税では約１２億５，２００万円、前年度に比べ約１，９００万円、率にして１．５％の減、臨時財政対策債は約１億１，２００万円、前年度に比べ約１００万円、率にして０．７％の減、合わせまして実質交付税は約１３億６，４００万円、前年度に比べ約２，０００万円、率にして１．４％の減となっております。減少となった主な要因は、町税の増収に伴う基準財政収入額の増加と、人口減少により基準財政需要額が落ち込んだことによるものであります。

また、町税の年間収入見込み額であります。白坂地区などへの企業進出による固定資産税や個人町民税の増収などによりまして、町税全体で約９億円程度、前年度同時期に比べまして約２，０００万円、率にして約２．３％程度の増収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第４５号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか、９件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第４５号は、子ども・子育て支援法施行令等の改正に伴う条例の一部

改正であります。

議案第４６号は、平成３０年度一般会計の補正でありまして、補正総額は４，１８３万８，０００円の増で、補正後の一般会計予算は４９億８，３５６万５，０００円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、水無区及び高月区の公民館改修補助に５４７万４，０００円、まちづくり協議会が開催される事業の補助に８０万円、街灯ＬＥＤ整備に９０万７，０００円それぞれ計上いたしますとともに、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして社会福祉基金に３２万円、ふるさと応援基金に１１万円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係では、井手土地改良区が管理する大正池取水堰のしゅんせつ工事の補助に５０万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に５１２万２，０００円計上いたしております。

次に災害復旧費では、平成３０年７月豪雨による町道の災害復旧事業に１，７５０万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金１，４７２万２，０００円、寄附金４３万円、繰入金１，２９０万６，０００円、繰越金２９５万８，０００円、諸収入５１２万２，０００円、町債５７０万円計上いたしております。

議案第４７号は、平成３０年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第４８号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同願いたく提案するものであります。

議案第４９号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第３条の規定に基づき提出するものであります。

議案第５０号から議案第５２号までの３件は、いずれも平成２９年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成２９年度決算につきましては、全ての会計の実質収支額等は黒字となっております。

一般会計では、６月定例議会の挨拶の中でも申し上げておりますので具体

的な内容は省略いたしますが、教育や福祉、暮らしの周辺整備、環境や防災対策、商工業の振興やまちづくりなど、これまで同様にさまざまな事業に取り組むことができましたし、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.2%と、前年度より少し下がりましたが、依然マイナスとなっております。また、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は前年度と同じく84.9%と、速報値ではありますが、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっております。

このように充実した決算を打つことができましたのも、国や京都府の力強いご支援と議会や住民の温かいご協力のおかげであると心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。

しかし、国保会計につきましては、赤字補填として一般会計から1,830万円の法定外繰り入れをしたことにより黒字となっているものでありまして、依然として厳しい状況にあることから、今後も慎重に推移を見きわめていく必要があると考えております。

議案第53号は、財産取得についてでありまして、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第12号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し承認を得ようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 引き続きまして、去る7月1日付で特別職に就任されました参与の紹介を中谷副町長よりお願いします。

中谷副町長。

副町長（中谷浩三） それでは、私の方から、7月1日付で就任の特別職の紹介をさせていただきます。

参与の島田智雄でございます。

参与（島田智雄） 島田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 以上でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

ます。

議長（岡田久雄） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。７月１７日、京都府町村議会新任議員研修会、７月２１日、京都府町村議会議員研修会。

監査委員から６月分、７月分、８月分の例月出納検査結果報告の受理。

教育委員会より、全員協議会で配付いたしております平成２９年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に日程第４、一般質問を行います。

一般質問に入る前に訂正をお願いしたいところがありますので、よろしくお願ひします。１番、中坊議員、４番、谷田みさお議員のところ、６月と記入されていますが、９月に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

一般質問通告書を提出された方は４名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

８番（中坊 陽） ８番、中坊 陽です。事前通告しております２点について一般質問を行います。

一つ目として、木津川右岸宇治木津線についてお伺いします。

慢性的な停滞や木津川の堤防の破堤などの危険性から要望の強くあった、国道２４号線にかわる新しい幹線道路として、城陽市から本町、木津川市を結ぶ新国道として計画中的の仮称宇治木津線約１５キロメートルについて、国土交通省の専門小委員会は、建設中の新名神高速道路・仮称城陽スマートインターチェンジから木津川橋をつなぐ山裾ルートでの整備が妥当としました。国交省は同ルートで２０２３年の新名神全線開通に合わせた着工を目指すと言われています。

本町としても、平成元年、１９８９年に木津川右岸の道路新設促進協議会の設立に参加して、先導的に長年要望活動をされて苦勞されてきました。

そこで、次の３点についてお聞きします。

１、今後のまちづくりの中で新国道活用の考え、２、新国道に合わせた東西の町道整備の考え、３、着工時期とその後の工事進行見通しについてお伺いします。

２番目として、大型商業施設の町内進出についてお伺いします。

昨年１２月、ＪＲ山城多賀駅の西側に大型商業施設、株式会社プラントの出店計画があると発表されました。少子化、町外転居・就職など、町内の課題解消に大きく寄与するものと大変歓迎しています。

会社概要の説明があり、土地所有者の協力は得られたとのことでしたが、その後の法手続など、開業に向けた現在の状況についてお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、１点目の木津川右岸宇治木津線についてお答えいたします。

一つ目の今後のまちづくりの中での新国道活用の考え方につきましては、平成２９年３月に改訂した本町の都市計画マスタープランにも掲載しているとおり、宇治木津線は町内の丘陵部を南北に貫き、本町と新名神高速道路や学研都市とを直結する新たな国道となることから、広域的なアクセス機能を生かした白坂地区などにおける工業・商業活動の促進や、周辺市町と連携した新たな観光振興を図るとともに、府道と東井手線との交差付近への新庁舎移転とあわせた町全体の防災機能の強化により、災害に強い安全・安心なまちづくりに大きく寄与するものと考えております。

さらには、宇治木津線の整備にあわせ、沿道における住宅地をはじめとした土地の利活用も見込まれることから、新たな市街地開発等も視野に入れた総合的なまちづくりへつながるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の新国道に合わせた東西の町道整備の考え方につきましては、宇治木津線整備による産業振興や防災機能の強化などの効果を町内全域に行き渡らせるためには、市街地とをつなぐ東西の町道整備が必要であると考えてお

ります。

今月 13 日に国から宇治木津線の具体的なルートが初めて示されたことから、今後、その計画内容を踏まえ、本町のまちづくりを進める上で効率的で効果的な東西の町道計画について検討を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の着工時期とその後の工事進行見通しにつきましては、現在、京都府には平成 30 年度内に都市計画決定を、国に対しては平成 30 年度内に新規事業採択時評価を、平成 31 年度には宇治木津線の新規事業化をしていただくよう、それぞれ強く要望しているところであります。

今後、事業化されれば、国により測量・調査・詳細設計等が進められ、用地取得の状況等を踏まえ、工事の着手時期や工程などが示されるものと考えており、まずは来年度の新規事業化が実現できるよう、関係市と連携しながら全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2 点目の大型商業施設の町内進出についてであります、地元地権者の同意を得られたことから、事業者において本年 6 月から現地測量が行われ、現在、具体的な出店計画の検討をされているところと聞いております。

議員ご指摘の法手続につきましては、農振農用地解除や地区計画の策定をはじめとする手続が必要となることから、現在、京都府と今後の手続の進め方等について協議を行うとともに、出店予定地を京都府の山城北地域商業ガイドラインに特定大規模小売店舗の誘導エリアとして位置づけるため、8 月 1 日に開催された策定協議会第 4 回委員会に提案され、8 月 31 日から 9 月 9 日までパブリックコメントが実施されたところであります。

今後、事業者から詳細な計画が示された段階で、必要な法手続等の具体的な協議に入っていく予定としております。

議長（岡田久雄） 再質問はございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 要望として、宇治木津線について、平成元年より約 30 年間、汐見町長を先頭に粘り強く各方面に要望・陳情活動をされてきました。ここ数年、大きな動きがあり、先ほど答弁があった状況になっています。他

の関係市町と連携をとりながら、的確に事業が進められることを要望して質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず初めに、日本列島、自然災害でお亡くなりになられました故人の皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。3点あります。1点目につきましては、多賀地区への進出予定商業施設についてであります。2番目につきましては、宇治木津線道路新設に伴う接続予定の町道整備計画についてであります。3点目につきましては、学校給食についてであります。

質問要旨としまして、まず初めに、多賀地区への進出予定商業施設についてであります。

平成29年12月に商業施設のことについて一般質問がありましたが、開発が可能な地域となるよう地区計画策定のため京都府との協議を進め、法手続を進めていくと回答されております。順調に進めば4年後になるということでしたが、近隣の市に来年4月に同施設がオープンすると聞いております。

住民から、「以前、多賀駅前に大型商業施設計画の発表があり、便利になると思っていたのに、この計画はなくなってしまったのか。井手町から逃げてしまったのか」と尋ねられました。大型商業施設が進出することは、住民の生活の利便性向上に大きく期待しているところでございます。

そこで、次のことについて質問をします。

まず1点目としましては、開業に向け、計画は順調に進んでいるのか。

2番目としまして、商業施設のオープンの時期はいつなのか。

3番目としまして、商業施設の進捗状況については住民も高い関心を持っている。何かの形で知らせる機会があればよいと思いますが、町の考えはいかがでございましょうか。

次に2番目、宇治木津線でございます。道路新設に伴う接続予定の町道整備計画についてであります。

近年、全国のどの地域を見ても、自然災害の被害が発生しております。こ

としては過去にない想定外の災害が起こり、今もライフラインが断たれ、大変な状況になっている地域もあります。

本町でも、いつライフラインがとまるかわかりません。台風等の発生により警報が発令されますと、消防団員の待機、避難所の開設と対策が講じられておりますが、災害から避難道路として計画されている宇治木津線は早期着工が望まれます。

そこで、次のことについてお伺いします。

1 番、住民にとりましては、町道との接続はどこになるのか注目されております。道路新設に伴う接続予定の町道整備計画について、町の考えをお尋ねいたします。

2 番目としまして、土地所有者への説明や協力依頼の時期はいつごろになるのか、お尋ねいたします。

3 点目の学校給食についてであります。

先日、7月に総務文教・産業厚生合同常任委員会を開催し、学校給食について説明を受けました。昨年10月からアレルギー対応食が開始され、また本年度から給食費の全額補助となりました。

アレルギー対応食では、保護者、学校、給食センターの連携により、子どもたちも安心して楽しく給食時間を過ごせていると聞いております。栄養教諭の工夫により、栄養価をきちんと調整した代替食が提供され、保護者にとっても大変うれしいことであります。これだけ子育てに力を入れているところは、ほかにはないと思います。

そこでお尋ねいたします。

1 番目、このよい事業をもっと町内、町外にPRしてはと思いますが、本町の考えはいかがでございますか。

2 番目につきまして、工夫された給食に大変感心をいたしましたし、多くの方に井手町のよさや食育に興味を持ってもらうために、試食会の開催や人気ある献立のメニューをホームページに載せてみてはと思いますが、本町の考えをお尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の多賀地区への進出予定商業施設についてであります。一つ目の

開業に向け計画は順調に進んでいるかにつきましては、先ほど中坊議員にお答えしたとおり、現在、事業者において出店計画の検討等が進められるなど、順調に進んでいると考えております。

二つ目の商業施設のオープンの時期につきましては、先ほどお答えしたとおり、出店に向け着実に準備が進められていることから、町としては12月議会でお答えした時期と大きく変わるものとは考えておりません。

三つ目の進捗状況についての住民への周知につきましては、現在、事業者により出店に向けた具体的な計画を検討されており、今後、出店計画が作成された後に、関係機関との法令に基づいた手続を進めることになることから、それぞれの必要な手続に基づく説明会等により地元への周知をしっかりと行っていきたいと考えております。

2点目の宇治木津線道路新設に伴う接続予定の町道整備計画についてであります。一つ目の接続予定の町道整備計画につきましては、先ほど中坊議員に町長が答弁されたとおり、宇治木津線の具体的な計画内容を精査し、今後検討してまいりたいと考えております。

二つ目の土地所有者への説明や協力依頼の時期につきましては、事業に協力していただく土地所有者を確定するためには、町道の整備計画に基づく詳細設計の作成が必要であります。宇治木津線の事業化後に実施される国の現地測量や詳細設計との整合を図り、調整する必要があることから、今後、国の事業スケジュールに合わせて計画内容の説明や用地協力のお願いをしていくこととなると考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 奥山給食センター所長。

学校給食センター所長（奥山英高） 3点目の学校給食についてであります。一つ目の事業のPRにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在、本町では食物アレルギーへの対応として特別調理室を設けて除去食や代替食を提供するとともに、学校給食費全額補助をことし4月から実施するなど、学校給食に関して積極的な施策を進めているところであります。

このような事業について、特別調理室完成時に食物アレルギーへの対応内容を報道機関を通しPRし、また、給食費の全額補助については、本年度当初に小学校1年生から中学校3年生まで各学年の年間補助額を保護者にお知らせしたところであります。

これらの施策は子育て支援策として重要な事業であり、広くPRしていくことが大切なことと考えており、今後、ホームページにも掲載してまいりたいと考えております。

二つ目の試食会の開催や献立メニューのホームページへの掲載につきましては、試食会は現在、学校給食について、より理解を深めていただくために、両小学校で保護者を対象に実施しており、また献立のメニューにつきましても、毎月、献立表を配布するとともに、特に特色ある献立については給食だよりで紹介しているところであります。

議長（岡田久雄） 再質問はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 1点目と2点目につきましては住民の要望でありまして、先ほど中坊議員も質問されたように、非常に興味のあることでございますので、もう少し住民に見えるような形で、新聞等でPRしていただいたり、見えるようにしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1番（脇本尚憲） 1番、脇本尚憲です。通告に従いまして、一般質問を2点させていただきたいと思います。

1点目の質問事項ですが、通学路におけるブロック塀の安全性について、2点目が井手町図書館の活動状況と今後のあり方についてです。

1番、ことし6月18日朝に発生した大阪北部地震では、近畿地区ではさまざまな被害が出ました。幸い井手町においては大きな被害もなく、安堵しております。

しかし、大阪では小学校のプールのブロック塀が倒れ、小学4年生の女児が亡くなるという痛ましい事件が起こってしまいました。以来、全国規模でブロック塀の安全点検が行われており、井手町でも小・中学校の外壁の点検を実施していただき、速やかに改修工事を行っていただいております。

しかし、今回の地震のように、通学時間帯や帰宅時間帯に再び大きな地震が起こる可能性はあります。特に多賀地区は狭い道路が多く、通学路としても使用されています。ブロック塀等が倒壊した場合、逃げ道がないのが現状

だと思います。学校の敷地だけでなく、学校までの通学路についても何らかの対策が必要ではないでしょうか。

そこで質問します。

1 番、通学路の危険箇所についての点検はされていますでしょうか。

2 番、通学路の危険箇所があることの把握、認識はされていますでしょうか。

3 番、危険箇所ブロック塀等の撤去、改修などに補助金を出し、撤去、改修を促進することはできないでしょうか。

2 番、井手町図書館の活動状況とあり方についてです。

井手町図書館について質問します。井手町では山吹ふれあいセンターの 1 階に開設し、「図書館はみんなの本棚」というキャッチフレーズのもと、幅広い年齢層の方に活用していただいていると思います。

私自身も以前、手づくりのピザ窯をつくろうかと思い、図書館に相談したら、1 冊の本の必要なページを見つけるのに親身になって本を探していただいたことを覚えています。私も本を読むのが好きで、図書館は一日中いても飽きない、すばらしい公共施設だと思っています。静かで温度管理も徹底されており、物事に集中するにはすばらしい環境だと思っています。

そこで質問します。

1 番、図書館の現在の利用者数は 1 日平均何人ぐらいでしょうか。

2 番、図書館をもっと活用していただくために何か取り組みなどはされていますでしょうか。

3 番、図書館を自習スペースとして活用することは可能でしょうか。また、希望されている方はおられますでしょうか。

以上、質問内容です。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震において、高槻市の小学校でプールのブロック塀が倒れ、女子児童が亡くなるというまことに痛ましい事故が発生いたしました。

本町の小・中学校のブロック塀につきましては、専門家に調査をしていただいたところ、違法性はないが、現行法に照らし合わせると既存不適格であ

ることから、いち早く補正予算をお認めいただき、現在、多賀小学校と泉ヶ丘中学校の外壁改修工事を進めているところであります。

そこで、１点目の通学路のブロック塀等危険箇所についてであります、その一つ目の通学路の危険箇所についての点検につきましては、まず、地震の発生直後に点検を実施し、通学に支障がないか、地震によって倒れたり、上から落ちてきているものがないかなどを確認するとともに、それ以降もしばらくの間、教職員が登下校の付き添い指導を行い、その際に通学路の点検もあわせて行ってまいりました。こういった取り組みは、教育委員会と各学校が一体となって、連絡をとったり現場に出向いたりしながら、状況把握に努めてきたところでございます。

二つ目の通学路の危険箇所についての把握、認識につきましては、点検の結果、危険な落下物や通学上支障を来すなどの緊急を要する状況にはありませんでしたが、議員ご指摘の狭い通路や石組みの塀など、児童・生徒が通学する際に注意を要するところもあると思っております、今後、各学校において通学路を変更するかどうかも含めまして、いろいろと対応を考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地震などの自然災害は、いつ、どこで、どのような形で起きるかわかりませんので、各学校と連携し、今後も引き続いて通学路の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

また、児童・生徒には、通学に際して注意する箇所を伝え、状況に応じて、塀から離れる、近くの空き地などに逃げる、塀が片側の場合は、ない側を通るなどの指導も行っているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 三つ目のブロック塀等の撤去、改修などの補助金につきましては、町が管理する学校や保育園のブロック塀については、先ほど教育長がお答えしたとおり、現在、鋭意対応を行っているところであります。

民間のブロック塀については、このほど京都府の９月定例議会で、国の交付金を活用し民間のブロック塀等の安全対策支援を実施する市町村に対して、新たな補助制度となる民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業を含む補正予算案が提出されたところです。道路や公園等に面する部分の撤去費のみの補助制度ではありますが、町としてもこの制度を活用していきたいと考え

ており、京都府の補正予算が議決された後に、制度の内容を精査した上で、補助金交付要綱等を作成し、１２月定例会で補正予算を提案させていただきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 平間社会教育課長。

社会教育課長（平間克則） ２点目の井手町図書館の活動状況と今後のあり方についてであります。一つ目の図書館１日平均の利用者数につきましては、平成２９年度の貸出利用者数は１日平均４５．３人、ことし４月から８月末現在での１日平均は４５．６人です。そのほかに閲覧用図書やＤＶＤ視聴のみの利用者もあり、利用者実数はこれより多少多くなります。

二つ目の図書館の活用に向けての取り組みにつきましては、ボランティアによる毎月１回の、また職員による年４回の読み聞かせ事業を実施するとともに、毎週１回、玉泉苑と賀泉苑にて、図書の貸し出しや返却ができる出張貸し出し事業を実施しております。季節に応じた企画展としまして、夏には水害展、冬には園児が制作したクリスマス飾りの展示会なども開催しております。

あわせて、読書活動が活発となるよう、１歳から３歳までの幼児への絵本贈呈事業や、学校図書館の利用促進を図るための週４日学校司書の派遣、さらに、利用者が借りた本のタイトルなどを記録できる読書通帳の導入など、来館者が少しでも多くなるよう、工夫を凝らしながら取り組みを進めているところであります。

三つ目の図書館の自習スペースにつきましては、平成２５年に利用者から自習に活用したいという声もあり、視聴覚ブース１０席のうち、自習専用席を１席、視聴覚と自習の兼用席を２席設けております。なお、１人１日２時間、ほかの方の利用状況に応じて延長２時間の最大４時間ご利用いただくこととしております。利用状況は、平成２９年度で１日平均１．２人、ことし４月から８月末現在につきましても１日平均１．２人です。

今後とも、今実施している取り組みの継続と充実を図り、本町の図書館利用の促進と読書活動の活発化を図っていきたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1 番（脇本尚憲） 質問の回答、ありがとうございました。

質問というか、要望になるんですけども、まず1点目、ブロック塀につきましては、私自身も先日、多賀地区の見守り隊の方々や先生方の協力のもと、保護者の方も入っていただいて、通学路の危険箇所のチェックを行いました。ふだん何げなく通っている道なんですけども、よく見ると危険がいっぱいで、剥がれていたりとかコンクリートがめくれ上がっていたりとか、そういったところがあります。また、地元の方や保護者の方にお話を聞いても、危ないなという認識はあるけどもというふうな点々々の現状があります。ですので早急に、ほかの自治体でも補助金などの制度をされておりますので、井手町としましても効率的な早急な取り組みを行政側をお願いしたいなと思っておりますのが1点です。

もう一つ、図書館の件でございますが、これもまた要望になるんですが、私も町に出ますと、スーパーのフードコート、食事を食べるスペースや、ハンバーガー屋さんやファミリーレストランなど、そういったスペースで自習している学生さんなどをよく見かけます。また、中高年の方々でも、資格取得のための勉強や生涯学習など、知識を深めようという方はたくさんおられます。ですので、そういった自習スペースというのを今後もう少し柔軟に対応していただいて、例えば、要望が多いようであれば、そういった会議スペースなどを、時間限定などをして使う、そういったところを開放するとかいうふうな形でしていただければ、もう少し町の魅力も広がるかなと思いますので、要望として出しておきます。よろしくお願いします。

以上です。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。再開は11時10分。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 9 番、谷田みさおです。

質問の前に、7月の西日本豪雨に続き、9月に入って台風21号、北海道胆振東部地震と大変な災害が相次ぎ、お亡くなりになった皆様方には心から

ご冥福をお祈りし、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

さて、通告に基づいて4点についてお伺いします。

1点目は災害対策についてです。

1番目に、台風21号による町内の被害状況と対応はどのようになっているかお伺いします。台風接近時から小・中学校や保育所等の対応の決定、暴風や大雨の警報の発令、災害対策本部の設置、避難所開設と体制、避難情報の発令、避難者の数の推移と対応、広報車や職員の出動状況、関係機関との連携、被害の発生状況、停電の状況、台風通過後の対応など、時系列でご説明をお願いいたします。

2点目に、この台風21号への対応から出てきた教訓や反省点は何でしょうか。今回、強風で倒木、屋根や附属物の飛散が相次ぎました。災害で発生したごみについてはどう対応されていますか。ブルーシートの備蓄はあるのでしょうか。

長時間、今回、広域で停電をしましたが、役場本庁舎やその他の公共施設での非常電源の整備状況はどうなっていますか。また、停電後の通電火災対策などはどうなっていますか。

町内では今、LPガスにかわって都市ガスの整備が進んでいる地域もごさいます。都市ガス業者との災害時の連携について、地域防災計画に反映されていますか。

また、マイ防災マップの水害編、土砂災害編、国土交通省の浸水想定区域図や近隣河川の水位状況が閲覧しやすいように、町のホームページのトップにアイコンを置くべきではありませんか。避難経路や避難所について、住民への周知徹底をどのように進めていけますか。

また、この夏、さくら公園対岸の玉川の河川敷でテントなどを張っているグループが見られましたが、危険はないのでしょうか。危険な地域への立入禁止措置、注意啓発などは行っておられますか。

2点目に、蛇谷川上流の土砂崩れへの対応についてです。

蛇谷川上流の土砂崩れについて、6月議会でも厳重な指導を求めましたが、応急措置として積まれていた土のうは、7月の西日本豪雨や9月の台風21号でつかえ棒をされていましたけれども、それが外れて、川の中に転落し、今や川筋はほとんど確保されておらず、機能が果たせていません。相次ぐ豪雨や台風、地震の不安などもあり、住民からは、厳正で有効な指導を求める

声が上がり続けています。6月議会で地権者から復旧計画を出させるとのことでしたが、どのような復旧計画が出されているのか、恒久措置はいつ行えるのか。口頭での指導ではなく、書面での復旧命令が必要と考えますが、町と京都府の対応を伺います。

3点目に、障がい者雇用問題についてです。

障害者雇用促進法によって、従業員が一定数以上の規模の民間企業では2.0%、国や地方公共団体、特殊法人などでは2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%と法定雇用率が定められていますが、このほど、中央省庁をはじめ、障がい者雇用を進める立場である官公署で、厚労省の算定ガイドラインを守らず、障がい者の雇用者数を水増しして法定雇用率を達成しているように見せかける許しがたい偽装が行われていたことが明らかになりました。ことし4月1日からは精神障がい者も法定雇用率の算定基礎の対象に追加されまして、法定雇用率は民間で2.2%、公共機関で2.4から2.5%に引き上げられました。3年後には、さらに0.1%の引き上げも決まっております。

国は、地方公共団体についても障がい者雇用の正しい状況を調査して報告するよう求めるということになっていますが、本町での町長部局と教育委員会での障がい種別ごとの現在の在職状況、全体の雇用率、法定雇用率が達成されているのかどうかを伺います。

本町では、厚労省のガイドラインどおりに障害者手帳を確認するなどの手順できちんと認定が行われているのか、お伺いします。

また、町内の民間企業での障がい者雇用状況を把握されていますか。障がい者が生き生きと働き暮らしていける町は、障がい者を支え、ともに生きる住民にとっても暮らしやすい町となります。本町では、障がい者の働く場の確保のためや、一般雇用また福祉労働で働いている障がい者にどのような支援を行っているのか伺います。

4点目に、小中学生の通学かばんについてです。

小中学生が通学するときの荷物の重さを懸念する声が出る中、文部科学省は全国の教育委員会などに対し、重量などに配慮するよう求める通知を出したと報道されておりまして、実際に9月6日付で、児童生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡が発出されております。体重の20%から30%の荷物を長時間持つと健康に悪影響があると言われております。家庭学

習はもちろん必要なことですが、子どもの発育状況や通学環境に合わせ、学校側も工夫をするべきではないでしょうか。

本町の小・中学校では、いわゆる置き勉と呼ばれている、教科書や学習用品を教室に置いて帰ることに対する指導はどのようなになっていますか。置き勉を認めることになれば、置いて帰った私物の管理も課題となります。鍵のかかる個人ロッカーの整備も並行して行うべきではないかと考えますが、いかがですか。

また、本町の小学校では、一般的なランドセルではなくランリュックを採用していて、軽さも経済性もすぐれていると思いますが、中学校の制かばんはショルダーバッグで、発達段階にある子どもにとって健康上、問題はないのでしょうか。ショルダーバッグであるにもかかわらず、多くの中学生が両肩に長いひもをかけて通学しているので、姿勢も崩れておりまして、危険も感じます。リュック式のかばんについて、中学校でも検討されているというふうに伺っているのですが、現状はどうなっていますか。

以上、お伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の災害対策についてであります。一つ目の台風 21 号による町内の被害状況につきましては、家屋などの一部損壊が 11 件であり、ほかにも多数の倒木やカーブミラーの破損などがありました。小・中学校、保育所等の対応については、子どもの安全等を考慮し、台風が接近する前日の 3 日に休校、休園等を決定いたしました。

4 日の午前 6 時 15 分、暴風警報が発表され、災害警戒本部を設置し、午前 8 時 30 分に災害対策本部に切り替え、4 カ所の避難所を開設、避難準備、高齢者等避難開始を発令するとともに、ホームページ、緊急速報メール、テレビにて、これらの情報を配信しました。また、今回の台風の接近は昼間でありましたので、全職員待機で対応してきたところであります。

午前 10 時 14 分に大雨警報が発表、その後、直ちに災害対策本部会議を開催してきたところであります。なお、避難者数は 34 世帯 40 名でありました。

午後 2 時ごろ、町内での停電件数は 1,026 件と関西電力から伺ってお

ります。

午後５時に、気象庁や淀川河川事務所など関係機関からの情報を得ながら、災害対策本部会議を開催いたしました。

午後５時５８分に大雨警報解除、午後６時５３分に暴風警報解除となったことから、同時刻をもって避難準備等を解除し、避難所を閉鎖、災害対策本部も解散したところであります。

二つ目の教訓、反省点については、停電が発生し、住民から数多くの電話が入り、その対応に時間を要したことから、今後はマニュアルなどを作成し、端的でわかりやすい応答をする必要があると考えております。

次に、災害で発生したごみについては、日常のごみ収集、もしくは城南衛生管理組合への自己搬入にて処分していただいております。また、ブルーシートは８０枚を備蓄しております。

非常用電源については、庁舎では情報伝達のシステムのために発電機を整備しており、通電火災対策については、現在設置している漏電の警報機やブレーカーにより対応できると専門業者に伺っております。

次に、都市ガス事業者との災害時協定については、現在のところ考えておりませんし、町のホームページについては、現在、見やすくなるよう担当課で検討しているところであります。なお、避難経路や避難所についての周知については、マイ防災マップにて行っております。

次に、玉川河川敷への立ち入りにつきましては、管理する京都府に確認しますと、河川は自由使用であり、自己責任で対応していただくのが原則ですが、当該箇所には、「雨が降ってきたら早く川から上がろう」という注意喚起の看板を２枚設置しているとのことであります。

次に、３点目の障がい者雇用問題についてであります。障がい種別ごとの現在の在籍状況等につきましては、まず、身体障がい者が２名、知的障がい者が１名の計３名であります。次に、本町の法定雇用率は２．５％であり、職員９９名のうち３名で３．０３％と上回っており、障害者手帳により確認を行っております。なお、民間企業の障がい者雇用状況の所管は京都労働局であります。

次に、就労や働いておられる障がい者に対する支援につきましては、まず、就労をはじめ各種相談の窓口として、高齢福祉課や委託している相談事業所にて行っております。また、必要に応じ、一般雇用や福祉就労の方には障害

福祉サービスの支給を行っており、さらに、就労支援のサービスを利用されている方を対象に、通所に係る公共交通機関の交通費の助成を行っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の蛇谷川上流の土砂崩れへの対応についてであります。6月議会でお答えした応急復旧工事は6月29日に完了したところですが、7月5日からの豪雨やその後の台風等で崩れた土砂等により、下流部分の川幅が狭くなっていることが判明したことから、府とともにその補修作業を行うよう指導を行い、現在、作業が行われているところであります。

また、恒久対策については、京都府とともに、対策工法について行為者と協議を重ね、補修作業に引き続き着手できるよう現在調整を進めているところであり、これまで行為者が指導に従って対応していることから、現在のところ、京都府からは文書指導する必要はないと聞いております。町といたしましても、予定どおり恒久対策が完成するまで、引き続き府と連携して取り組んでいくこととしています。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 4点目の小中学生の通学かばんについてであります。本町の小・中学校での児童・生徒の携行品に係る配慮につきましては、児童・生徒の通学への負担軽減を考え、小学校では、常時使用しない図工や書写などの教科書を集めて学校で保管することとし、中学校では、生徒が家庭での学習等を考えて、教科書などを置いておいてもよいこととしております。また、小学校におきましては、学習用具の中でも大きなものであります習字道具や裁縫道具、水彩道具などは、数日に分けて持ってこさせたり、また持ち帰らせたりするようにしております。

井手町教育委員会では、このたびの文部科学省からの通知を受けて、各学校に発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の状況を踏まえ、一層の工夫をしていくよう通知したところであります。鍵のかかる個人ロッカーの整備につきましては、名前等を明記し、個々の管理を徹底することとしており、現在のところ考えてはおりません。

次に、中学校の通学かばんにつきましては、PTAと話し合いを重ね、生徒の活動や状況を考えて、来年度から指定かばんにリュックサックタイプのものを新たに加えることになったと聞いております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 1 点目に、災害対策についてですけれども、今回、テレビやラジオなどの報道で繰り返し、自分がお住まいの地域のハザードマップをよく確認して、事前に避難する計画を家族と話すようにというようなことを随分と報道されておりました。それで、私も質問を住民の方から受けたのは、井手町のハザードマップというのはどれなのかということを何人かの方に聞かれましたけれども、ホームページを見ましても、マイ防災マップの水害編は何回かクリックしたら出てくるんですけれども、土砂災害編については、そもそもホームページに出てこない状況です。河川の水位も判断材料にしないとテレビは言うわけです。それを見ようと思うと、国土交通省のページに井手町のホームページから飛ぶようになってるんですけれども、そこまで至るのに何回か動作をしないといけない。災害時に慌てておられるのもありますから、ホームページを扱えるような方であっても、すぐにその情報に行き着かないということがあります。

やっぱり高齢者の方を中心に、そもそもホームページで情報をとるということは難しいわけで、ふだんからそういう地域ごとの防災の集まり、自主防災会などを通じて、うちの町内はこうですよ、ああですよと、マイ防災マップをつくるときにいろいろ集まりをして、ワークショップをしたわけですが、そういうことが全ての地域で繰り返し行われるということが必要ではないかと。何度も防災訓練はされているんですけれども、避難訓練といえますか、あるんですけれども、そういう中で、じゃ、うちの町内はどうするかみたいなことを確認するような、そういう防災訓練にしていったらどうかと思いますが、その辺のお考えはありませんか。

それと、被害状況、若干説明がありましたが、公的な罹災証明が必要な方もあると思うんです。罹災証明の発行状況というのはどうなっていますか。

続きまして、停電の問題ですけれども、停電と同時に電話も通じなくなったというお宅がたくさんあったわけです。関西電力のホームページもダウン

してましたので、停電状況がそのときには本当にわからないので、皆さんやっぱ頼りにされるのは役場であつたので、それだけ問い合わせが殺到したと思うんです。常日ごろから停電時の情報も、こういうふうにして得てくださいとか、ほんまにそれを役場に言わなあかんのか、どこへ言ったらいいのか、関電が全部つかんでくれたはるのかどうかもわからへんという感じでしたので、住民の方に、停電時にはこういうふうにしてくださいというようなことも、それもお伝えしておかないといけないんじゃないかと思います。

井手町にしては、最長8時間ぐらい停電したと思いますので、かなり長期間であつたんですけれども、北海道なんかと比べるとそれほどの長期間ではなかったけれども、発電機の備蓄といいますか、移動式の発電機なんかも、本庁舎に1個あつたらいいわというようなことじゃなくて、今後備蓄していないといけないのではないかと思うわけですが、その点はいかがですか。本庁舎の発電機というのは何時間でも使えるものなのか、どういう体制なのかお伺いします。

2点目に、蛇谷川の問題ですが、指導をされていて、それに沿って地権者の方も何らかの対応をされているというのはわかるんです。そのたびごとにまた災害が起こってるという繰り返しなので、最近、地権者と同じ業者さんが、多賀地区の野上の方の休耕田に、「井手町の指導によりまして土地改良を行っています」という看板を上げて、土砂を入れてはるんです。あれは、蛇谷川にあった土砂を持ち出して田んぼに入れたはるんじゃないかと、住民の方は問い合わせが来ています。

土砂は持ち出してほしいわけです。6月のときは、あの土砂はタケノコ畑造成のために入れてるんだから、土砂を持ち込んだことそのものは問題ないという答弁だったんです。しかし、いや、土砂は持ち出してもらわないと、何度も繰り返し土が落ちてくるから持ち出すようにという要望はしましたけれども、実際、その土砂を今持ち出したはるのか、それとは全く関係なしに、今、田んぼを畑にするような地上げをやったはりますけれども、そういうことなのか。もし、あの上流にある土砂を持ち出して田んぼに入れたはるんやとしたら、その土砂が田んぼにおいても安心な土砂なのかどうか、土砂の検査は保健所に以前やってもらったという答弁もありましたけど、田んぼに入れることについては、また近隣の方からの不安の声もありますので、新たに調査しないといけないんじゃないかと。これは蛇谷川とは関係のない土地改

良なのかどうか、お尋ねします。

3点目に、障がい者雇用問題ですが、井手町の公的な職場では法定雇用率が守られているということで安心しましたが、今回の問題は、水増しを行ったために、本来雇用を確保されるべき障がい者の方が結果的に閉め出されたという、そういうことになるわけで、ゆゆしき問題だと思います。本町では、民間の障がい者雇用については労働局の範疇やから把握してないということなのかもしれませんが、せめて、企業誘致をするような場合に町内雇用を求める、できるだけ常勤の雇用、正社員を求めるにあわせまして、障がい者雇用についても積極的に進出企業には求めているべきではないかという点を再質問します。

小中学生の携行品の問題で、非常に柔軟な対応をいただいているということで、結構なことではないかと思うんですが、リュックサックを新たに来年導入することで、保護者の間でも認識がいろいろで、制服としてのかばんはあの大きいかばんなんや、リュックは自由に任意で買うんやという認識をされている保護者の方がありまして、もう1回確認したいんですけど、制かばんとしてリュックも採用するのか、リュックを買えば大きいかばんは買わんでもいいのか。細かい話ですけど、リュックの方が高いんですよ。八千幾らしまして、制かばんは6,000円以下ですから、全部買わんなんということになると、また負担がふえるので、本来、かばんについては、もう少し自由化してもらってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、少なくとも、長いショルダーバッグのひもを両肩にかけていますと、何かにひっかって事故につながりかねないといつも冷や冷やして思っていますので、あれについては指導をしてもらった方がいいんじゃないかと思うんですけども、リュックの件、教育委員会として把握されていたら、ご答弁をお願いします。

以上です。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほども申しましたが、ホームページについては、現在、見やすくなるよう担当課で検討しているということでございます。それと、防災訓練

等々、防災マップについては、該当される浸水想定区域だったり土砂災害警戒区域にお住まいの方々に対して配付をさせていただいておりますけれども、それに基づいて周知をさせていただいております。

防災訓練については、これまで、21年度からずっと毎年やっておりますけれども、それぞれの内容を精査して、より実践的にやっていくことを目的としておりますので、今後も引き続き、あと、内容等々についても精査しながら、努力してまいりたいと考えております。

あと、被害状況なんですけれども、公的な罹災証明ということで、今11件と申しましたけれども、11件の申請があるということで私どもが把握しているというところでございます。

あと、停電の関係でございますが、確かに関西電力の方、ホームページも今回かなりアクセスがあったみたいで、電話もあったみたいで、つながらないということも役場の方にも問い合わせがありましたが、やはり関西電力でのことでありますので、どれぐらいで復旧するのとかいうふうなこともいろいろありますので、その周知については関西電力さんの方でご努力いただくものと考えております。ただ、関西電力さんの方も、そのとき、私どもも、たまに連絡がつながったときは、かなり努力していただいております、寝る間も惜しんでというか、ずっとやっていただいているということを聞いておりましたので、なるべく井手町も早く復旧するようにということで、それは要請しておりました。ということで、関西電力の方ではご努力いただきながらしていただいていたということでもあります。

あと、発電機の関係でございますが、庁舎についてはガソリンで動くものでありますので、ガソリンの備蓄がある分ですずっと動き続けるというふうなことであります。

それとあと、3点目の障がい者の方の雇用の関係でございますが、企業等々につきましては、先ほどもお答えしたとおり、京都府労働局が把握するものでありますので、そちらで施策なりを展開していかれるものというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 通学かばんの件につきまして、先ほど議員の方から、

指導をしたらどうかと、こういうご発言がございました。この種の件は、性格上、基本は各学校において、児童・生徒の状況や保護者の意向を踏まえて、学校長の責任において決定し進めていく性格のものでございます。ですので、そういった趣旨を頭に置いて、このたびの国の通知も、別紙に工夫例を示しながら、一層の実情に応じて適切な配慮をお願いするという趣旨のものになっております。

私どもも、先ほどお答えいたしましたように、これまでから各学校においては工夫してまいっておりますが、一層の工夫を促すよう同趣旨に基づいて通知したところでございまして、それぞれ各学校長の判断を信頼し尊重してまいりたい、これが基本的な姿勢でございます。ただし、このたびのこの見解をもって、全てのことに一般化してもらっては困りますので、私どもは基本的には教育委員会として、法令等に基づく職務権限によって各学校に対して必要な指導助言並びに指示を時には行っていく、こういう姿勢は当然のことでありますので、念のため申し添えておきます。

具体的には課長の方から、状況について把握している事柄について、ご答弁いたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

来年度の通学かばんについてであります。学校の方に確認いたしますと、修学旅行や部活動では大かばんがどうしても必要であることから、これらの活動はリュックサックタイプのものにかえることはできないという判断で、来年度からも、これまでどおり大かばんは必ず購入していただくことになると聞いております。なお、小かばんとリュックサックタイプについては選択購入になっております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

休耕田に土を入れている件でございますけども、蛇谷川の補修作業及び恒久対策をまずするのに、6月に終わりました復旧作業で、仮置き場の方に土砂を仮置きしております。その土砂をまず処分するというところで、現在、

休耕田の方で手続をとって持ち込んで、その続きで蛇谷の方の補修作業をやるということになっております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 土砂の内容等、問題ないかというところでありますが、盛り土に使われている土につきましては、西田課長よりありましたとおり、当該農地より搬出されている土でございまして、仮置き場からの土砂の確認を行っております。また、目視等で確認を行ったところ、産業廃棄物等が混入されている形跡はございません。また、保健所等でその内容についても確認いただいておりますことから、問題はないと考えております。また、現在、搬入経路を確定して工事を実施されておりますので、こちらとしても、京都府また町で確認いたしまして、抜き打ち等で確認しまして、もし混入が確認された場合につきましては、即刻中止を申し入れ、適正に指導したいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。あと3分です。

9番（谷田みさお） 最後に、蛇谷川の問題で、業者の方が指導に従っておられるので文書指導まで必要ないという話がありましたけれども、原則、業者の方だって、あなた、こういうことはだめだから、この土砂を出しなさいとか、川筋の確保をやりなさいとかというのは、こういう根拠でこうだから、この条例のこれに基づいて、何条に基づいて、こういうことでやりなさいということを明確に示さないと、今回の事業者の方はみずからそういうことに従ってはるかもしれませんが、争いとかになったときに、何を根拠にそういうことを言うてるんやということにもなりますし、やっぱり明確に役所としてはきちんと指導の根拠も文書で示してやるのが筋やと思うんです。それはやっていただきたいなということと、土砂の撤去ですけども、安定勾配をとって土が落ちてこないようにするんだということを繰り返し以前から言われているので、そうすると、やっぱりある程度の土砂が出ると思うんです。過去に竹やぶだったとき以上に切り立った状況になったらもちろん困りますけれども、タケノコ畑を造成するといったら持ち込んだ土砂はきちんと撤去してもらうように、最後まで厳正な指導をお願いして、質問を終わります。

議長（岡田久雄）　これで一般質問を終わります。

次に、日程第５、報告第１２号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　それでは、報告第１２号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記といたしまして、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第３回）でございます。

１枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

平成３０年度井手町一般会計補正予算（第３回）。

平成３０年度井手町の一般会計補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億４，１７２万７，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加は、第２表地方債補正による。

それでは、３ページをごらんください。第２表地方債補正でございます。

起債の目的、５目災害復旧事業債、今回新たに追加するものであります。限度額を２００万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、７ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。２０款町債、１項町債、５目災害復旧事業債、現在まで累計ございません。今回新たに２００万円を計上し、計２００万円、公共土木施設災害復旧事業債の２００万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、今回200万円を計上し、計372万1,000円、財源内訳といたしまして、地方債の200万円であります。委託料の200万円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　これ、災害が起こったのがいつのことなのか。それで、専決処分されたのが7月27日ということですが、それからどういう手順で査定を受けたり、いつごろどういう査定を受けて国の方から認められたりとかいう経過があるのかお尋ねします。

それと、7ページに事業の説明、町債の説明がありますけども、7ページ、8ページですけど、35の005線ほか災害復旧事業となってるんですが、ほかというのはどこがあるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回、専決処分した分につきましては、7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨及び台風7号により、町道35号線及び町道35の02号線各1カ所の計2カ所の道路のり面あるいは路肩のブロック積みが被災したため、今月、9月に災害査定を受検するための必要な測量設計に係る委託費の予算でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ということは、災害査定はこれからということですね。

今回ほかにも災害がいっぱい起こっているわけですが、これは先行してやるんですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥） 災害査定につきましては、今月 9 月 10 日からの第 3 次査定で既に受検をして、今回、その工事費につきましては、議案第 46 号の補正予算の方に上げさせていただいております。それ以降の台風 12 号、台風 20 号、台風 21 号につきましては、町の施設の方、道路、河川について、災害復旧を申請するものはございませんでした。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 12 号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第 12 号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第 12 号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。1 時から再開します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 0 時 59 分

議長（岡田久雄） 休憩に引き続き、再開をいたします。

先ほどの報告第 12 号、専決処分での答弁で訂正があるとのことですので、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 報告第 12 号、専決処分の報告につきまして、谷田みさお議員からご質問のあった中の災害復旧事業箇所についてでございますが、町道 35 号と町道 35 の 02 号と答弁させていただきましたが、正しくは、町道 35 号線と町道 35 の 05 号線でございますので、訂正をさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、日程第 6、議案第 48 号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第４８号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方税法第４２３条第３項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字里４２番地、小川 均氏、昭和２４年５月１３日生まれ。なお、任期は３年、委員は３名でございまして、他の委員は前田光春氏、村田吉男氏でございます。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第４８号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第４８号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４８号は同意することに決定しました。

次に、日程第７、議案第４９号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第４９号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

井手町表彰条例第３条の規定により、下記の者を本町自治功労者に推薦したいので、議会の同意を求める。

記といたしまして、井手町表彰条例第３条第１項第５号、京都府綴喜郡井手町大字井手小字里４２番地、小川 均氏、昭和２４年５月１３日生まれ。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第４９号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第４９号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４９号は同意することに決定しました。

次に、日程第８、議案第４５号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） それでは、議案第４５号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正及び子ども・子育て支援法施行規則の改正により、ひとり親家庭の支援の充実を図るため、利用者負担上限に係る市町村民税の算定を行う際に、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦または寡夫とみなす特例、また、都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにもかかわらず利用者負担上限が異なることのないように、指定都市の区域内に住所を有する者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす特例が設けられたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正により影響を受ける方は、井手町にはいらっしゃいません。

それでは、３ページの新旧対照表をご参照ください。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数 2 7 9 3 の 6 2 ページ、別表第 1（第 3 条関係）の規定であります。備考 3 の改正につきましては、保育料の算定における市町村民税所得割の算出につき、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、適用しないとされるふるさと納税等の税額控除の規定を新たに追加するとともに、子ども・子育て支援法施行規則の改正に基づき、指定都市の区域内に住所を有する者につき、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす規定を追加するものであります。

次に、備考 3 の次に、今回、新たに備考 4 として、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に基づき、未婚のひとり親における市町村民税の課税、非課税の別及び所得割の算出につきまして、寡婦または寡夫とみなす規定を追加するものであります。

次に、4 ページをお開きください。

備考 4 以降について、新たに備考 4 を追加したことにより、備考を繰り下げるものであります。

次に、2 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行し、平成 3 0 年 9 月 1 日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　今回の改正で対象となる人はおられないという説明が今あったんですけれども、そもそも、例えば、ひとり親家庭で市町村民税の所得割が課されている人がいなければ、即座に対象ないというふうに言えるかと思うんですけれども、婚姻によらないで母となったか父となったかというようなことを確認しようと思いますと、戸籍謄本を出してもらうとか、そういう作業が必要になって、どうやって周知するのかなということも非常に考えていたんですけれども、なぜ対象はいませんというふうに言えるのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

ひとり親の方というのは、入所の際に、申請を受け付けさせていただくときにお話をお伺いいたしまして、母子の方につきましては、母子軽減というものがございます。それに該当する方の中で、未婚によってひとり親になった方というものも把握をしております、今回、後期算定に当たりまして、この方たちというのが既に把握できておりましたので、今回影響がないというふうなことでお答えさせていただいたところです。

また、保育園の算定の事務を住民福祉課の方で行っているんですけれども、母子の関係の事務も同時に同じ課で行っておりますので、そちらの方でも把握ができるというふうなことから、今回、対象の方がいらっしゃらないというふうなことでお答えさせていただいてます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 入所の際にいろいろ個人の家庭の事情等を伺うのは必要なことだと思うんですけれども、婚姻によらずに子どもがいるのかどうかというようなことについては、本来、保育所に入所するために説明をしなければならぬということではないと思うんです。だから、それを確認しようと思ったら、やっぱり戸籍謄本を出してくださいということを言わないといけない。保育所の入所の際に、戸籍謄本まで求めてないと思うんです。今回たまたま、本町では人数が少ないですから、ひとり親の家庭の方の事情をくんでというようなことはできますけれども、本来はやっぱり戸籍謄本で確認しなアカンことやと思うんです。全く所得割がかかってる人がいなかったら問題ないとかあれなんですけれども、入所の際に聞いてるからというだけやったら、本当に高度なプライバシーやけども、これに係るということで9月から対象にするということになれば、改めて、そういう方で対象になる人がいたら、そこで初めて戸籍謄本を出してもらうとかということは必要になってくると思うんですけれども、今はいはらへん、今後、今、来年の入所受付はしたはると思うんですけれども、どうするのか。そういう対象ですと、みずから申請していただかない限りは、こちらから勝手に、あなた、みなし控除の対象ですよということにはできないんじゃないかと思うんですけど、

どうですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまのご質問にお答えいたします。

国から示されているのは、基本的には、ひとり親の方からの申請をいただかないといけないというふうなことはなっています。その際に、戸籍謄本等を添付する、わかるものの添付を求めるというふうなことを国の方でQ & A等で示されているんですけども、今回に当たりましては、本当にどなたもいらっしゃらなかったんですけども、今後はアナウンス、受け付けをする際に、ひとり親の方につきましては、こういう制度がありますというふうなことをお知らせする、あと、個別に情報をつかんだ場合は、個人的にその方に連絡しても構わないというふうなこともありまして、漏れがないように申請をしていただくというふうなことは必要になってくるのですが、例えば児童扶養手当の証書等でも確認できる事項もありますので、戸籍謄本を全て添付していただくとなると、やっぱり費用的にもかかるので、かわりになる確認できるもの等でも、確認をできるところでさせていただきたいと考えています。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第45号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第46号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第46号、平成30年度井手町一般会計補正予算（第4回）につきましてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,183万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,356万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、5目災害復旧事業債、今回570万円を追加し、限度額を770万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費負担金、今回1,149万9,000円を追加し、計1,150万1,000円、公共土木施設災害復旧費の1,149万9,000円であります。2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回48万6,000円を追加し、計1,447万1,000円、総務管理費補助金の48万6,000円であります。

14款府支出金、2項府補助金、1目総務費補助金、今回273万7,000円を追加し、計2,833万円、総務管理費補助金の273万7,000円であります。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回11万円を追加し、計11万1,000円、一般寄附金の11万円であります。2目民生寄附金、今回32万円を追加し、計32万1,000円、社会福祉費寄附金の32万円あります。

１７款繰入金、２項特別会計繰入金、１目介護保険会計繰入金、前回まで累計ございません。今回新たに１，２９０万６，０００円を計上し、計１，２９０万６，０００円、介護保険会計繰入金の１，２９０万６，０００円であります。

１８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、今回２９５万８，０００円を追加し、計９９４万５，０００円、前年度繰越金の２９５万８，０００円であります。

次のページをごらんください。

１９款諸収入、４項雑入、３目雑入、今回５１２万２，０００円を追加し、計３，４３５万５，０００円、雑入の５１２万２，０００円であります。

２０款町債、１項町債、５目災害復旧事業債、今回５７０万円を追加し、計７７０万円、公共土木施設災害復旧事業債の５７０万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、今回５４７万４，０００円を追加し、計２億７，５４２万１，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２７３万７，０００円、一般財源の２７３万７，０００円であります。負担金補助及び交付金の５４７万４，０００円であります。９目まちづくり推進費、今回８０万円を追加し、計１，０５５万５，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の８０万円であります。負担金補助及び交付金の８０万円であります。１１目交通対策費、今回９０万７，０００円を追加し、計１億１，７５３万３，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の９０万７，０００円であります。需用費の９０万７，０００円であります。１２目ふるさと応援基金費、前回まで累計ございません。今回新たに１１万円を計上し、計１１万円、財源内訳といたしまして、その他の１１万円であります。積立金の１１万円であります。１３目社会福祉基金費、前回まで累計ございません。今回新たに３２万円を計上し、計３２万円、財源内訳といたしまして、その他の３２万円であります。積立金の３２万円であります。３項住民基本台帳費、１目住民基本台帳費、今回４８万６，０００円を追加し、計３，１２１万８，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の４８万６，０００円であります。委託料の４８万６，０００円であります。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、今回１，０４２万７，

０００円を追加し、計３億８，５８６万円、財源内訳といたしまして、一般財源の１，０４２万７，０００円であります。償還金利子及び割引料の１，０４２万７，０００円であります。

次のページをごらんください。

６款農林水産業費、１項農業費、４目農地費、今回５０万円を追加し、計６０１万６，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の５０万円であります。負担金補助及び交付金の５０万円であります。

８款土木費、４項都市計画費、１目都市計画総務費、今回１９万２，０００円を追加し、計１０億８，２１６万２，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１９万２，０００円であります。賃金の８万８，０００円、委託料の１０万４，０００円であります。

９款消防費、１項消防費、２目非常備消防費、今回５１２万２，０００円を追加し、計４，６５５万６，０００円、財源内訳といたしまして、その他の５１２万２，０００円あります。報償費の５１２万２，０００円あります。

１１款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、１目土木施設災害復旧費、今回１，７５０万円を追加し、計２，１２２万１，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，１４９万９，０００円、地方債の５７０万円、一般財源の３０万１，０００円あります。工事請負費の１，７５０万円あります。

なお、今回の予算書では、１０ページ以降に事業の概要を添付いたしております。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第４回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

図面番号１、事業名、町道３５－００号線他災害復旧事業、事業費１，７５０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金１，１４９万９，０００円、地方債５７０万円、一般財源３０万１，０００円、事業の概要としまし

て、2カ所、L＝26.4メートルであります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　10ページ、大正池の取水堰のしゅんせつというのは、午前中、町長の説明で土地改良区の事業ということだったんですけれども、どういう状況なのか。総額としては、幾らぐらいかかるうちの50万円を補助するということなのか。

それと2点目、その下の都市計画費ですが、玉水駅のエレベーターの保守管理ということですが、玉水駅の新しい駅舎はまだ供用開始されていないわけなんですけれども、エレベーターの保守管理料だけは発生するという事なのでしょうか、ご説明をお願いします。

それと、同じく10ページの下町道35号線と35-5号線ということなんですけれども、去年も災害が起きて、町道35号線は災害復旧で工事をすると思うんです。それは、工期としては、ことしの9月の末までの工期で去年の災害は復旧工事をやってると思うんですけれども、それはこの災害が起こるまでに完了してたのか、場所的には同じところが何回も何回も災害に遭ってるのか、この①、①と指摘されているところと去年災害が起こったところは、位置的にはどの辺になるのか。何を心配してるかという、今回、西日本豪雨のときには、和束井手線もしばらく通行どめになりまして、結局、和束を回って住民の方は行き来をしなければならないという状況がありまして、府道の方も非常に速やかに復旧はしていただいたと思うんですけれども、もしものことがあったときに、有王地区の住民の方の生活もですけど、住民グラウンドや大正池のキャンプ場、そういうところに利用者の方がおられた場合、どこからも道路が通じないような状況になって孤立するということの方が非常に心配されますので、根本的に35号線というのがもう少し通行しやすいものにならないものかと、何度も何度も災害に遭うのであれば、考えてみたらどうかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの谷田みさお議員の大正池のしゅんせつに関するご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、玉川の上流に当該取水堰がありまして、そちらが、近年の豪雨によりまして、大正池への玉川から取水する土地改良施設の取水堰に大量の土砂等が堆積しているために、取水の弊害が起きております。今回、それを解消するために土地改良区がしゅんせつ作業を実施されるに当たりまして、作業費用の一部を助成するものであります。事業費につきましては、今回計上させていただいております50万円の範囲内で、当該取水堰に影響するしゅんせつを行うということで聞いております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 谷田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、玉水駅のエレベーターの保守管理でございます。12月に新しく完成いたします自由通路の開通に伴いまして、エレベーターの保守費用について計上させていただいておりますが、エレベーターは、12月から2月の3カ月はメーカーさんが保守をしますが、3月の1カ月分を今計上させていただいてます。

それと、二つ目の9月の昨年の災害の場所と今回の災害の場所でございます。今回35号線、昨年も35号線で、ほとんど同じ場所で起こりましたが、昨年度は山側の斜面が落ちてきました。今回はその近辺ではありますが、川の護岸が、路肩の方が崩れまして、直すものでございます。全く同じ場所ではなくて、近接はしてますけども、そういう状況でございます。

続きまして、和東井手線が通行どめになったというような件でございます。現在、京都府の方で応急復旧をして、和東井手の方を災害工事に備えております。その際、今後復旧工事をするのに、多賀の方から万灯呂山の方に行く、町道番号が今手元にないんですけども、そちらの方の道から、その先、林道になっております。林道の方、その工事の際に迂回路に使うべく、京都府の方が現在補修が終わりまして、災害復旧工事に備えて、とりあえず通るような形で対応をしていただいとるところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４６号、平成３０年度井手町一般会計補正予算（第４回）を採決します。

議案第４６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第４７号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第４７号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第１回）につきましてご説明申し上げます。

平成３０年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４２１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，１５１万９，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、平成２９年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金の補正であります。

それでは、５ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交

付金（総合事業）、今回４７万７，０００円を追加し、計３９１万１，０００円、過年度分の４７万７，０００円であります。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金、今回３１万３，０００円を追加し、計４９４万８，０００円、過年度分の３１万３，０００円であります。

８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、今回２，３４２万１，０００円を追加し、計２，３４２万２，０００円、前年度繰越金の２，３４２万１，０００円であります。

次の６ページをごらんください。

歳出であります。６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、今回１，１３０万５，０００円を追加し、計１，１３０万６，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金４７万７，０００円、その他の３１万３，０００円、一般財源の１，０５１万５，０００円であります。償還金利息及び割引料の１，１３０万５，０００円あります。２項繰出金、１目一般会計繰出金、前回までの累計はございません。今回新たに１，２９０万６，０００円を計上し、計１，２９０万６，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１，２９０万６，０００円あります。繰出金の１，２９０万６，０００円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４７号、平成３０年度井手町介護保険特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第４７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第５３号、財産所得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第５３号、財産所得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

イントラネット機器更新に係るパソコン購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、１、取得する財産の名称、３０企電第１号、イントラネット機器更新に係るパソコン購入、２、取得金額、金２，４９６万４，２００円、うち取引に係る消費税額、金１８４万９，２００円、３、取得の相手方、京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町２６０番地、京都電子計算株式会社、代表取締役社長、山本忠道、４、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回のパソコン購入につきましては、平成２５年度に購入いたしました、現在職員がイントラネットにて業務で使用しているパソコン機器を更新するものであります。また、契約の履行期間は地方自治法の規定により、議会の議決の日の翌日から平成３０年１２月２５日までであります。

以上、簡単でありますので、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 落札した業者以外にも、一般競争ですから、入札に参加した業者があるかと思うんですが、それぞれの業者ごとの名前と入札価格、それから、この業者の落札率、それと、購入するものの内訳ですけれども、端末で何台なのか、端末以外に何か購入するのか、本庁舎以外の出先の職員

さんにも1人1台ずつ端末が貸与というか使用できるようになっているのか、その辺をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札につきましては、参加が全部で3者ございました。落札につきましては、京都電子計算株式会社になっておりまして、落札率は63.3%となっております。残りの2者につきましては、株式会社三井田商事、株式会社大塚商会でございまして、この2者につきましては辞退されております。また、台数につきましては150台を予定いたしておりまして、これの端末のみの価格でございます。また、職員の全員かというお話でございますが、原則全員ではあるんですが、業務によって必要がない場所もございますので、そういうところには配置は何人かで一つということになりますが、予備機器も含めて150台ということでございます。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第53号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月27日、午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時39分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 木 村 武 壽